# 過去の指導事項【介護報酬】

１　訪問介護
２　訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
３　訪問看護・介護予防訪問看護
４　通所介護・地域密着型通所介護
５　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
６　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
７　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
８　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
９　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
10　夜間対応型訪問介護
11　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
12　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
13　居宅介護支援
14　介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15　介護老人保健施設
16　介護医療院

※　次ページ以降の「項目」は、自主点検表とリンクしています。加算・減算等の詳細は、自主点検表でご確認ください。

（例）１ 訪問介護　特定事業所加算（第 7-9）は、訪問介護の自主点検表「9 特定事業所加算」(P.35）に記載しています。

１　訪問介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
| --- | --- | --- |
| 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い<br>（第 7-8） | 早朝・夜間、深夜の訪問介護について、居宅サービス計画又は訪問介護計画上、加算の対象とならないサービス開始時刻であるにもかかわらず算定している。 | 居宅サービス計画又は訪問介護計画上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定してください。 |
| 特定事業所加算<br>（第 7-9） | ①－１　一部の訪問介護員等にのみ研修計画を作成している。<br>①－２　研修計画の内容が全員同じである。 | ①　全ての訪問介護員等に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。 |
| | ②－１　会議をおおむね１月に１回以上開催していない。また、会議の記録がない。<br>②－２　サービス提供責任者が主宰していない。（主宰したことがわからない）<br>②－３　会議に参加していない訪問介護員等がいる。 | ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議をおおむね１月に１回以上、サービス提供責任者が主宰して開催してください。<br>また、会議は、サービス提供に当たる訪問介護員等（登録ヘルパーも含む）のすべてが参加してください。<br>なお、会議の開催状況については、その概要を記録してください。 |
| | ③－１　サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対して行う指示が、口頭伝達で行われている。 | ③－１　サービス提供責任者は、訪問介護の提供に当たり、「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」について、文書等（直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等）の確実な方法により伝達してから開始してください。 |
| | ③－２　③－１の指示について、利用者の状態に変化があった場合のみ伝達している。 | ③－２　「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」は、次の事項です。<br>・利用者のＡＤＬや意欲<br>・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望<br>・家族を含む環境<br>・前回のサービス提供時の状況<br>・その他サービス提供に当たって必要な事項<br>※　「前回のサービス提供時の状況」を除く事項は変更があった場合に記載す |

| | | |
|---|---|---|
| | ④　サービス提供終了後、訪問介護員等によるサービス提供責任者への文書等による報告がない。<br>⑤　健康診断を実施していない訪問介護員等がいる。<br>⑥　人材要件（訪問介護員等）の割合を計算していない。 | ることで足ります。<br>④　サービス提供責任者は、担当する訪問介護員等から適宜報告を受け、報告内容について文書（電磁的記録を含む）にて記録を保存してください。<br>⑤　全ての訪問介護員等に健康診断を少なくとも１年以内ごとに１回事業主の負担により実施してください。<br>⑥　人材要件については、常勤換算方法を用いて割合を計算し、記録を残してください。 |
| 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い<br>（第 7-11） | 事業所と同一建物内のサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者について、同一建物減算をせずに介護給付費を請求している。 | 事業所と同一若しくは隣接する建物内に居住する利用者に対して、訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定してください。 |
| 緊急時訪問介護加算<br>（第 7-12） | ①　利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った際の記録がない。<br>②　「要請のあった時間」が記録されていない。 | 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護の提供にあたっては、<br>要請のあった時間、要請の内容、訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。 |
| 初回加算<br>（第 7-13） | ①　訪問介護計画を作成していない。<br>②　サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行っていない、又は他の訪問介護員等に同行していない。 | 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員に同行した場合に当該加算を算定してください。<br>また、同行した場合はその記録を残してください。 |

２　訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算（第 7-11） | 派遣職員について、研修計画の作成、会議への参加及び健康診断等の実施を行っていない。 | すべての従業者（派遣職員を含む）に対し、実施してください。 |

３　訪問看護・介護予防訪問看護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い（第 7-3）<br>緊急時訪問看護加算（第 7-7） | 当月１回目の緊急時訪問を行い、早朝・夜間、深夜の加算を算定している。 | 緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できません。（１月以内の２回目以降の緊急時訪問を除く） |
| 複数名訪問加算（第 7-4） | 利用者又はその家族等から同意を得ていない。 | 複数名訪問加算を算定する場合は、利用者又はその家族等から同意を得てください。 |
| 長時間訪問看護への加算（第 7-5） | ケアプランに位置付けられていない。 | 長時間訪問看護加算を算定する場合は、ケアプラン上に１時間 30 分以上の訪問を位置付けてください。 |
| ターミナルケア加算（第 7-9） | 利用者又はその家族等から同意を得ていない。 | 主治の医師との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てください。 |
| 初回加算（第 7-11） | 初回の訪問看護を提供した後に、訪問看護計画を作成している。 | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合に算定してください。 |
| 看護体制強化加算（第 7-14） | 算定要件の割合及び人数の記録がない。 | 算定要件の割合及び人数について、台帳等により毎月記録してください。なお、所定の基準を下回った場合は介護保険課に届け出てください。 |
| サービス提供体制強化加算（第 7-15） | ①　管理者兼看護職員に対して研修計画を作成していない。<br>②　会議をおおむね１月に１回以上開催していない。また、会議の記録がない。<br>③　会議に一部の従業者しか参加していない。<br>④　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達を目的とした会議を開催しているが、「前回のサービス提供時の状況」が記載されていない。 | ①　全ての看護師等に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。<br>②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね１月に１回以上開催してください。また、会議の概要を記録してください。<br>③　会議にはサービス提供に当たるすべての看護師等が参加してください。<br>④　少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載してください。<br>・利用者のＡＤＬや意欲<br>・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望<br>・家族を含む環境 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ・前回のサービス提供時の状況<br>・その他サービス提供に当たって必要な事項 |
| | ⑤　健康診断を受診していない看護師がいる。 | ⑤　全ての看護師等に健康診断を少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の負担により実施してください。 |
| | ⑥　勤続３年以上の看護師等の割合を算出していない。 | ⑥　勤続３年以上の看護師等の割合を常勤換算方法により前年度（３月を除く）の平均で算出し、記録してください。 |

４　通所介護・地域密着型通所介護（項目欄　通所介護⇒通、地域密着型通所介護⇒地　省略記載）

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 所要時間による区分の取扱い<br>（第 7-2） | ①　実際のサービス提供時間が通所介護計画に位置づけられた時間と恒常的に異なっているにもかかわらず、計画上の時間で算定している。<br>（例）<br>(1)　毎回、通所介護計画上の所要時間よりも短く提供している。<br>(2)　通所介護計画のサービス開始時間より遅れてサービスを開始している。<br>②　住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に併設の事業所において、サービス提供途中に中抜けし、自室にて休憩している。 | ①　利用者の心身の状況及び利用者の希望等により、通所介護計画に沿ったサービスを提供できない場合は、担当の介護支援専門員等と協議し、通所介護計画を見直してください。<br>(1)　通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。<br>(2)　通所介護計画のサービス開始時間より遅れてサービスを開始している利用者については、実際にサービスを提供した時点から介護報酬を算定してください。<br>②　サービス提供時間中に自室に戻っている利用者については、サービスを中断した時点でサービスは終了したものとなりますので、サービスを中断した時点まで介護報酬を算定してください。（やむを得ない理由が認められる場合を除く。） |
| 所要時間による区分の取扱い（人員基準欠如）<br>（第 7-2） | 看護職員及び介護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数を２割以上不足している。 | 看護職員及び介護職員の配置数について、人員基準上必要とされる員数が１割を超えて減少していました。人員基準を満たすよう看護職員及び介護職員を速やかに配置してください。<br>※　翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算になります。 |

| | | |
|---|---|---|
| ２時間以上３時間未満の通所介護を行う場合の取扱い（第 7-3） | 利用者のうち、２時間以上３時間未満の通所介護を行う場合の算定をしているが、利用者側のやむをえない事情を把握していない。 | ２時間以上３時間未満の通所介護を行う利用者については、心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難であることが確認できる記録を残してください。 |
| 入浴介助加算（Ⅰ）<br>通（第 7-9）<br>地（第 7-8） | 入浴の記録がない（入浴していない）者に加算の請求をしている。 | 入浴介助を行った場合に算定してください。 |
| 中重度者ケア体制加算<br>通（第 7-10）<br>地（第 7-9） | ① 看護職員又は介護職員の員数について、算定基準を満たしていることが確認できない。<br>② 中重度者の割合について、毎月、計算していない。 | ① 人員基準の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していることが分かる計算書を作成し、保管してください。<br>② 前年度の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、４、５である者の占める割合が 100 分の 30 以上であることが分かる計算書を作成し、保管してください。 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロ<br>通（第 7-12）<br>地（第 7-11） | ① 専従の機能訓練指導員が不在の日に算定している。<br>② 個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。<br>③ ３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問していない。<br>④ 個別機能訓練の記録に目標・実施時間・担当者名がない。 | ① 専従の機能訓練指導員が直接、利用者に対して訓練を実施した場合に算定してください。<br>② 個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同して作成してください。<br>※ 令和３年度から、個別機能訓練計画の様式等が変更になりました。厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報 Vol.936）を参考にしてください。<br>③ 個別機能訓練計画作成後、３月ごとに１回以上利用者の居宅を訪問し、訓練の実施状況や効果等を利用者又はその家族に説明し、記録してください。<br>④ 個別機能訓練に関する実施記録については、個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等を記録してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 口腔機能向上加算<br>通（第 7-19）<br>地（第 7-18） | ①　口腔機能改善管理指導計画を歯科衛生士のみで作成している。<br><br>②　加算を算定できる利用者かどうかわからない。<br><br>③　口腔機能の状態を検討・評価は行っているが、評価の結果について情報提供をしていない（記録がない）。 | ①　口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。<br>②　加算を算定できる利用者について、「口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる理由」を確認し、記録してください。<br>③　利用者の口腔機能に応じて、定期的に生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、担当する介護支援専門員や主事の医師、主治の歯科医師に対して情報提供した記録を残してください。 |
| 送迎を行わない場合<br>通（第 7-22）<br>地（第 7-21） | 送迎を行っていない者（運行記録簿の送迎記録と請求の実績が合わない）について減算していない。 | 事業者が送迎を行わない場合は送迎減算を行ってください。 |
| サービス提供体制強化加算<br>通（第 7-23）<br>地（第 7-22） | 加算要件である職員の割合を数年間計算していない。 | 常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。 |

５　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| １時間以上２時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を２名以上配置している場合（第 8-4） | 常勤専従の理学療法士等を配置していない。 | 居宅サービス基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で２名以上配置してください。 |
| 入浴介助加算<br>（第 8-9） | 入浴介助加算Ⅱについて、個別の入浴計画の作成が遅れている。 | 入浴介助を行う際は、入浴計画に基づいて行ってください。なお、入浴計画は理学療法士等が医師との連携の下で、利用者の心身の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて作成してください。 |
| リハビリテーションマネジメント加算（第 8-10） | 通所リハビリテーション計画が多職種協働により作成されていない。 | 通所リハビリテーション計画は多職種協働により作成してください。 |
| 口腔機能向上加算<br>（第 8-18） | 口腔機能改善管理指導計画が歯科衛生士により作成されている。 | 口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 運動器機能向上加算<br>（第 9-6） | 長期目標及び短期目標が設定されていない。 | 介護予防サービス計画と整合が図れた長期目標（おおむね３月程度）及び短期目標（おおむね１月程度）を設定してください。 |

６　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 個別機能訓練加算<br>（第 9-7） | 利用者の居宅を訪問した際の記録がない。 | 利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者またはその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録してください。 |
| 夜勤職員配置加算<br>（第 9-10） | １日平均夜勤職員数の算定をしていない。 | 暦月ごとの１日平均夜勤職員数の算定をしてください。 |
| 利用者に対して送迎を行う場合<br>（第 9-13） | 複数の利用者と乗合で送迎を実施している。 | 利用者の心身の状況等に応じて個別に送迎を実施することを前提としているため、原則個別に送迎を実施してください。 |
| 緊急短期入所受入加算<br>（第 9-15） | 利用者の受け入れについて記録は残されていたが、緊急受け入れ後の対応の記録が無いなど、不十分である。 | 緊急に利用者を受け入れた場合は、介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などを記録してください。 |
| サービス提供体制強化加算<br>（第 9-21） | 加算要件である職員の割合を数年間計算していない。 | 常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。 |

７　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
（項目欄　特定施設入居者生活介護⇒特定、地域密着型特定施設入居者生活介護⇒地密　省略記載）

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 従業員の員数が基準を満たさない場合<br>特定（第 8-3）<br>地密（第 7-3） | 看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から２割不足している。 | 看護職員の配置数について、人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少していました。人員基準を満たすよう看護職員を配置してください。<br>※　翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算になります。 |
| 個別機能訓練加算<br>特定（第 8-9）<br>地密（第 7-9） | ①　個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。<br>②　常勤専従の機能訓練指導員が配置されていない。<br>③　個別機能訓練計画について、最新の計画のみ保管され、過去の記録がない。 | ①　個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。<br>②　常勤専従の機能訓練指導員を配置してください。<br>③　訓練開始時及びその３月ごとに１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録し保管してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ④　個別機能訓練に関する記録が作成されていない。<br><br>⑤　個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価等を行った記録が保管されていない。 | ④　個別機能訓練に関する記録を作成する際は、実施時間（開始時間、終了時間）、訓練内容、担当者名等を記載してください。<br>⑤　個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価等を行った記録は、利用者ごとに保管してください。また、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。 |
| 夜間看護体制加算<br>特定（第 8-11）<br>地密（第 7-11） | 常勤の准看護師が配置されている。 | 常勤の看護師を１名以上配置し、看護に係る責任者を定めてください。 |
| 若年性認知症入居者受入加算<br>特定（第 8-12）<br>地密（第 7-12） | 施設サービス計画に、利用者に係る個別の担当者氏名の記録がない。 | 加算を算定する場合、若年性認知症の入居者に係る担当者を定めたうえ、施設サービス計画等に担当者の氏名を記載してください。 |
| 医療機関連携加算<br>特定（第 8-13）<br>地密（第 7-13） | 事業者と協力医療機関等で、提供する情報の内容について定めていない。 | 医療機関連携加算を算定するに当たっては、あらかじめ、事業者と協力医療機関等で情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておいてください。 |
| 口腔衛生管理体制加算<br>特定（第 8-14）<br>地密（第 7-14） | 入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画がない。 | 事業所は、入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成してください。 |
| 退院・退所時連携加算<br>特定（第 8-17）<br>地密（第 7-16） | 退院に当たって、特定施設サービス計画の作成が入居日より遅れて作成されている。 | 当該医療提供施設職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた際は、速やかに特定施設サービス計画を作成してください。 |
| 看取り介護加算<br>特定（第 8-18）<br>地密（第 7-17） | ①　看取りに関する指針に基づき、利用者の介護記録等を活用して行われる介護について説明し、同意を得た記録がない。<br>②　看取りに関する職員研修が実施されていない。 | ①　利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、利用者の介護記録等利用者に関する記録を活用して行われる介護について説明し、同意を得てください。<br>②　看取りに関する職員研修を実施してください。 |
| サービス提供体制強化加算<br>特定（第 8-20）<br>地密（第 7-20） | 加算要件である職員の割合について計算していない。 | 常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用いて職員の割合を計算し、保管してください。 |

８　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 要介護１の者等に係る福祉用具貸与費<br>（第 7-3） | 要介護１で対象外種目に係る福祉用具貸与について算定しているが、認定調査票の写しがない。 | 要介護１等の軽度者に係る福祉用具の貸与については、居宅介護支援事業者から認定調査票の写しを入手し、サービス記録と併せて保存してください。 |

９　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算<br>（第 9-15） | ①　事業所全体の研修計画は作成しているが、従業者ごとの個別計画が作成されていない。<br>②　会議について、全ての従業者が参加していない。 | ①　全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。<br>②　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議（おおむね月１回以上）は、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。 |

10　夜間対応型訪問介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算<br>（第 7-8） | ①　事業所全体の研修計画は作成しているが、従業者ごとの個別計画が作成されていない。<br>②　会議について、全ての従業者が参加していない。 | ①　全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。<br>②　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議（おおむね月１回以上）は、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。 |

11　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 認知症加算<br>（第 7-7） | 認知症加算（Ⅰ）について、加算の対象にならない者に算定している。 | 認知症加算（Ⅰ）については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を対象にしてください。 |
| 総合マネジメント体制強化加算<br>（第 7-13） | 地域住民との交流や地域活動へ参加していない。 | 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算<br>（第 7-17） | ①　非常勤職員に対して研修計画が作成されていない。<br>②　会議について、全ての従業者が参加していない。 | ①　全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。<br>②　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議（おおむね月１回以上）は、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。 |

12　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 利用者が入院した時の費用の算定<br>（第 7-9） | ①　入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれる利用者に対して、退院後再び事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行った記録がない。<br>②　利用者の入院先の病院の主治医に「退院することが明らかに見込まれる」ことを確認した記録がない。 | ①　利用者に退院後再び円滑に入居することができる体制を確保していることを説明した記録を残してください。<br>②　「退院することが明らかに見込まれる」ことを利用者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認するなどの方法により判断し、記録してください。 |
| 医療連携体制加算<br>（第 7-12） | 指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保していたが、看護師資格を確認していない。 | 事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を１名以上確保してください（准看護師では加算要件を満たしません）。 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）<br>（第 7-15） | 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が事業所を訪問した記録がない。 | 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が事業所を訪問したことを記録してください。 |

13　居宅介護支援

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 居宅介護支援費<br>（第 5-1） | 居宅介護支援費（Ⅰ）について、介護支援専門員１人あたり（常勤換算）の取扱件数が 40 件以上の部分を算定している。 | 取扱件数を超える場合には、居宅介護支援費（Ⅱ）又は居宅介護支援費（Ⅲ）を算定してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 運営基準減算<br>（第 5-3） | ①　利用者に以下の内容の文書を交付して説明を行っていない。<br>ア　利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。<br>イ　利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。<br>ウ　前６月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数の内、訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数の内、同一の事業者によって提供されたものの回数が占める割合（上位３位まで） | ①　ア、イ、ウについて、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して文書を交付して説明を行い、その記録を残してください。<br>※　令和３年度から、ア、イに加え、ウについても文書を交付して説明を行い、署名を得ることが義務付けられました。（4 ページ参照）<br>※　ア、イ、ウのいずれか１つでも説明がない場合、運営基準減算となります。 |
| | ②　居宅サービス計画の変更について、サービス担当者会議を開催していない。<br>③　居宅サービス計画の作成について、アセスメントを実施していない。<br>④　モニタリングを実施していない。<br>⑤　居宅サービス計画の新規作成及び変更を行っていない。 | ②　居宅サービス計画の変更に当たっては、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催してください。<br>③　居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、アセスメントを実施し、結果の記録を残してください。<br>④　特段の事情が無い限り、少なくとも月に１回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングを実施した記録を残してください。<br>⑤　居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たっては、その原案の内容を利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付してください。 |
| 特定事業所集中減算<br>（第 5-4） | 特定事業所集中減算に係る所定の判定書類が作成されていない。 | 居宅介護支援事業所は、毎年度２回、「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書」を作成し、保管してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、作成した結果、特定の事業所の割合が 80%を超えた場合は、介護保険課に届け出てください。 |
| 特定事業所加算<br>（第 5-7） | ①　基準の遵守状況に関する所定の記録が作成されていない。<br>②　事業所全体の研修計画は作成しているが、介護支援専門員ごとの個別計画が作成されていない。<br>③　事例検討会は実施されていたが、計画を定めていない。 | ①　毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、保管してください。<br>②　全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。<br>③　事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。 |
| 入院時情報連携加算<br>（第 5-9） | 病院の職員に対して必要な情報を提供していない。 | 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について、居宅サービス計画等に記録してください。 |
| 退院・退所加算<br>（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロ・（Ⅲ）<br>（第 5-10） | カンファレンスの要件を満たしていない。 | 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料２の注３の要件を満たしたカンファレンスの場合に算定してください。 |

14　介護老人福祉施設（項目欄 従来型⇒従、ユニット型⇒ユ 省略記載）
　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（項目欄 従来型⇒地従、ユニット型⇒地ユ 省略記載）

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 日常生活継続支援加算<br>（従・第 5-5）<br>（ユ・第 5-5）<br>（地従・第 6-16）<br>（地ユ・第 7-17） | 算定の要件である所定の割合について、毎月計算していない。 | 毎月、加算要件を満たしていることを計算・記録してください。 |
| 夜勤職員配置加算<br>（従・第 5-7）<br>（ユ・第 5-7）<br>（地従・第 6-18）<br>（地ユ・第 7-19） | １日平均夜勤職員数の算定をしていない。 | 暦月ごとの１日平均夜勤職員数の算定をしてください。 |
| 個別機能訓練加算<br>（従・第 5-10）<br>（ユ・第 5-9）<br>（地従・第 6-21） | ①　個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。 | ①　個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| （地ユ・第 7-22） | ②　個別機能訓練計画を共同で作成している記録がない。<br><br>③　個別機能訓練の実施時間の記録がない。<br><br>④　非常勤の理学療法士等を配置している。<br>⑤　個別機能訓練計画の説明を家族に対して行っている。 | ②　個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。<br>③　個別機能訓練の実施記録について、個別機能訓練の実施時間、訓練内容、担当者等を記録してください。<br>④　常勤の理学療法士等を配置してください。<br>⑤　個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその３月ごとに１回以上、入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。 |
| 若年性認知症入所者受入加算<br>（従・第 5-12）<br>（ユ・第 5-11）<br>（地従・第 6-23）<br>（地ユ・第 7-24） | 施設サービス計画に、利用者に係る個別の担当者氏名の記録がない。 | 加算を算定する場合、若年性認知症の入居者に係る担当者を定めたうえ、施設サービス計画等に担当者の氏名を記載してください。 |
| 精神科を担当する医師に係る加算<br>（従・第 5-14）<br>（ユ・第 5-13）<br>（地従・第 6-25）<br>（地ユ・第 7-26） | ①　療養指導を行っている記録がない。<br><br>②　月に１回しか療養指導を行っていない。 | ①　精神科を担当する医師により、定期的な療養指導を行っていることが確認できる記録等を施設で保管してください。<br>②　精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月２回以上実施してください。 |
| 再入所時栄養連携加算<br>（従・第 5-20）<br>（ユ・第 5-19）<br>（地従・第 6-31）<br>（地ユ・第 7-31） | 管理栄養士が入所者の入院する医療機関を訪問し、医療機関での栄養に関するカンファレンスに同席した記録がない。 | 管理栄養士が入所者の入院する医療機関を訪問の上、医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席したことを記録してください。 |
| 経口移行加算<br>（従・第 5-21）<br>（ユ・第 5-20）<br>（地従・第 6-37）<br>（地ユ・第 7-37） | ①　経口移行計画を管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員等で共同して作成した記録がない。<br><br>②　医師の指示を受けていない入所者を算定の対象にしている。 | ①　経口移行計画は、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。<br>②　経管により食事を摂取し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた入所者を算定の対象にしてください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 経口維持加算<br>（従・第 5-23）<br>（ユ・第 5-22）<br>（地従・第 6-38）<br>（地ユ・第 7-38） | ①　経口維持計画を管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員等で共同して作成した記録がない。<br>②　経口維持計画について、入所者に同意を得ていない。 | ①　経口維持計画は、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。<br>②　経口維持計画について、作成及び見直しを行った場合は入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。 |
| 療養食加算<br>（従・第 5-25）<br>（ユ・第 5-24）<br>（地従・第 6-40）<br>（地ユ・第 7-40） | 医師の発行する食事箋がない。 | 利用者の症状に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供してください。 |
| 配置医師緊急時対応加算<br>（従・第 5-26）<br>（ユ・第 5-25）<br>（地従・第 6-41）<br>（地ユ・第 7-41） | 配置医師に診療の依頼をした時間を記録していない。 | 施設が配置医師に診療を依頼した時間、診療を行った時間、内容について記録してください。 |
| 看取り介護加算<br>（従・第 5-27）<br>（ユ・第 5-26）<br>（地従・第 6-42）<br>（地ユ・第 7-42） | ①　一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師により診断された記録がない。<br>②　入所者の介護に係る計画を介護支援専門員のみで作成している。 | ①　入所者が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師により診断された記録を残してください。<br>②　入所者の介護に係る計画は、医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成してください。 |
| 褥瘡マネジメント加算<br>（従・第 5-32）<br>（ユ・第 5-31）<br>（地従・第 6-48）<br>（地ユ・第 7-48） | ①　褥瘡ケア計画を共同で作成した記録がない。<br>②　褥瘡ケア計画の同意を得ていない。 | ①　褥瘡ケア計画は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。<br>②　褥瘡ケア計画に基づくケアを実施する際は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。 |
| サービス提供体制強化加算<br>（従・第 5-37）<br>（ユ・第 5-36）<br>（地従・第 6-53） | 加算要件である職員の割合を数年間計算していない。 | 常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| （地ユ・第 7-53） | | |

15　介護老人保健施設

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算<br>（第 7-7） | リハビリテーション実施計画に実施内容が記載されていない。 | リハビリテーション実施計画には、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを記載してください。 |
| 退所時情報提供加算<br>（第 7-15(二)） | 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介した文書を交付していない。 | 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、文書に必要な事項を記入の上、入所者又は主治の医師に交付してください。 |
| 入退所前連携加算<br>（第 7-15(三)） | 居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った記録がない。 | 居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行ってください。 |
| 褥瘡マネジメント加算<br>（第 7-30） | 褥瘡ケア計画を作成していたが、同意を得ていない。 | 褥瘡ケア計画に基づくケアを実施する際は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。 |

16　介護医療院

| 項目 | 問題点 | 指導内容 |
|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算<br>（第 5-20） | 前年度実績が６月に満たない事業所について、加算要件である職員の割合について計算していない。 | 届出日の属する前の３月について、常勤換算法より算出した平均を用い職員の割合を算出し、加算要件を満たしていることを毎月計算・記録してください。 |